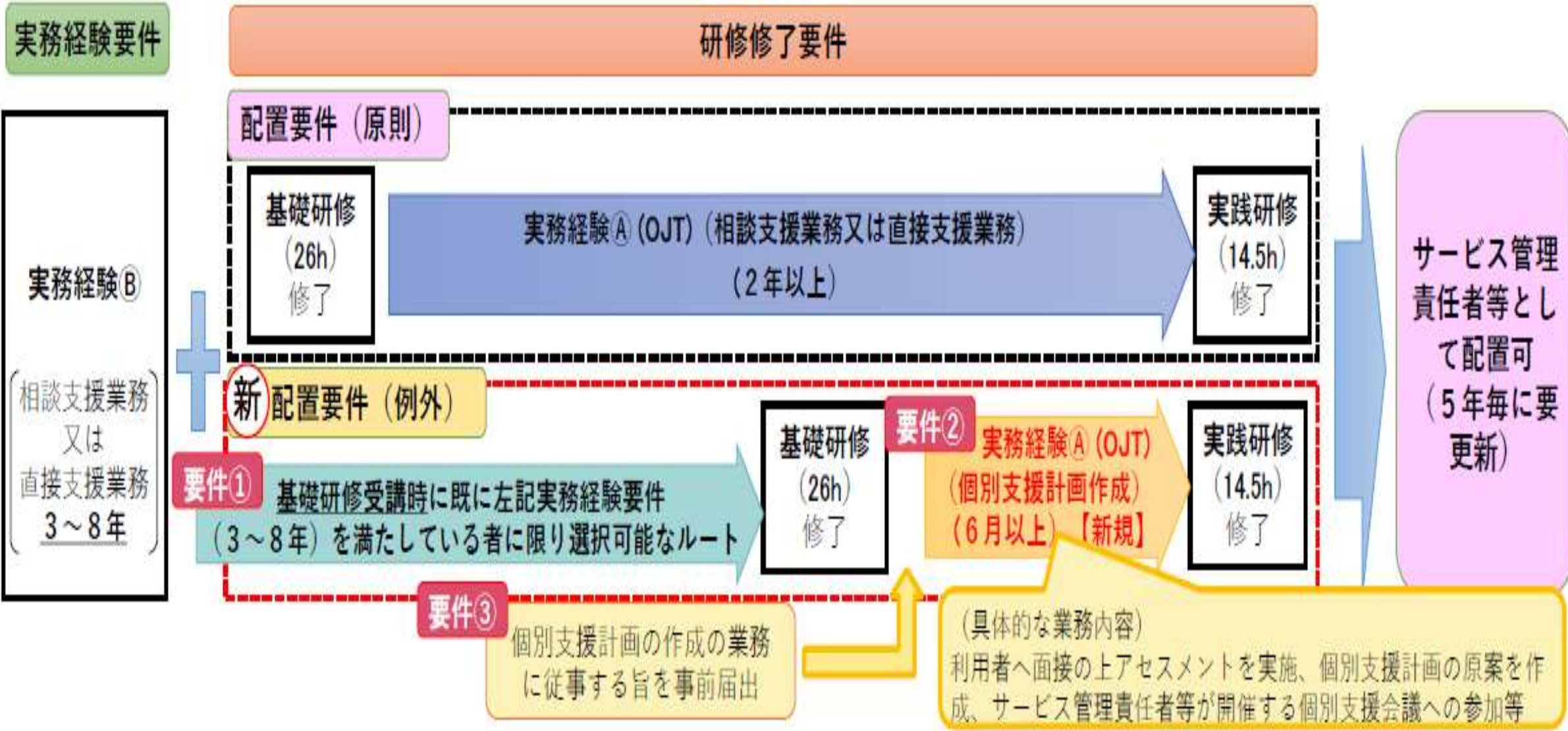


この資料では、サービス等管理責任者に関する内容は水色で、児童発達支援管理責任者に関する内容は緑色で表記しています。

サービス管理責任者 (児童発達支援管理責任者) について

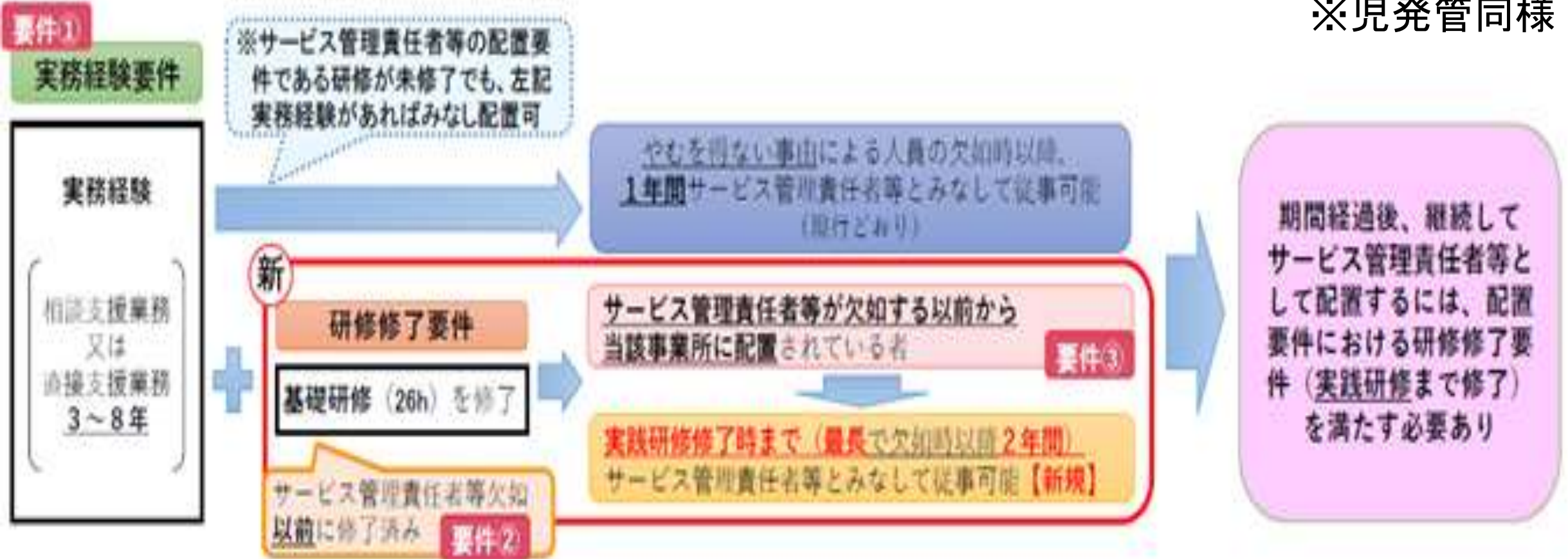


サービス管理責任者の研修要件について ※見発管同様



やむを得ない事由によるサービス管理責任者のみなし配置について

※児発管同様



(やむを得ない事由)

退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、サビ管(児発管)を直ちに配置することが困難な場合

※「やむを得ない事由」に該当するかどうかの判断については、必ず久留米市にご相談してください。



～サービス管理責任者が不在となったときのフローチャート～ ※児発管同様

① 法人もしくは事業所で定める手順通りに退職



① ① ①以外の場合((例)事業所の責に帰さない事由により不在となった)



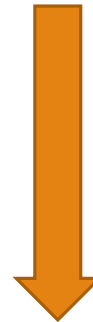
② 退職日までに見つかった場合
退職日の翌日から10日以内に
変更届書類を市に提出

③ 退職日までに見つからなかった場合
・退職日の翌日から10日以内に
欠如の変更届を提出
・欠如期間中は新規の受入不可
・更新対象者は計画が作れないため、
計画未作成減算の対象

② みなし配置が可能かどうか市へ確認



③ 配置が可能であれば、みなし配置の理由書と変更届書類を市に提出

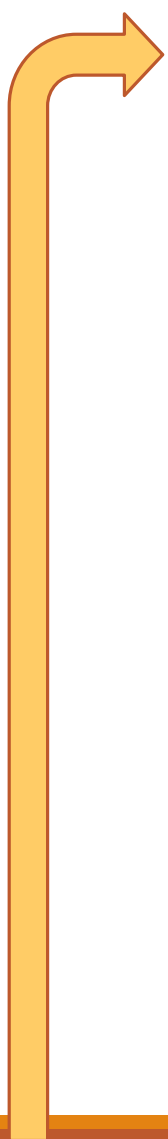


④ 配置不可であれば、③以降と同じ手順を踏む

④ 退職日の翌日から数えて翌月以内に後任が見つかった
配置してから10日以内に
変更届を提出

⑤ 退職日の翌日から数えて翌月以内に後任が見つからない場合
・サビ管、児発管の欠如減算を久留米市に届出

個別支援計画作成の手順

- 
- ①利用者への面接を通して、状況やニーズを把握し、**アセスメントシート**を作成する。
↓
 - ②利用者及びその家族の意向やアセスメントシートの内容を勘案して、**個別支援計画の原案**を作成する。
↓
 - ③**利用者**及びサービスの提供に当たる**担当者等を含めた会議**を開催し、当該原案について意見を求める。『個別支援会議』
↓
 - ④個別支援計画の原案の内容について、**利用者及びその家族に対して説明、文書により利用者の同意を得て、交付する(相談支援事業所へも交付)。**
↓
 - ⑤**6ヶ月に1度モニタリング**を行う。
少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。その際は①～⑤の手順を踏むこと。



～①アセスメント～

基準省令第58条(者)および第27条(児)において、利用者(障害児)について、「その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。」とされています。

障害者については「アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。」とされています。

また、障害児については、「障害児の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。」とされています。

【不適切な事例】

- ・アセスメントの記録が保管されていない。
- ・2回目以降の個別支援計画におけるアセスメントの記録が無い。



～②個別支援計画の原案作成～

【基準省令第27条】(児)

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。

【基準省令第58条】(者)

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に関する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。



～②個別支援計画の原案作成～

【不適切な事例】

- ・個別支援計画の原案が保管されていない。
- ・利用予定時間について、相談支援事業所が作成したサービス等利用計画と個別支援計画の記載内容に相違がある。
- ・サービスの目標について記載がない。
- ・加算の要件に個別支援計画に位置付ける必要があるものにおいて、計画になんら位置付けられていない
- ・区分が異なる利用者の個別支援計画において、支援方針、目標などが同一の内容になっている。(者)
- ・障害の程度が異なる障害児の個別支援計画において、支援方針、目標などが同一の内容になっている。(児)
- ・5領域と4つの支援(本人支援、家族支援、移行支援、地域支援)を網羅できていない、関連性が明記されていない。(児)



～③個別支援会議～

【基準省令第58条】

5 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

【不適切な事例】

- ・個別支援会議を行っていない。
- ・個別支援会議の議事録が保管されていない。



～③個別支援会議～

【基準省令第27条】

児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めるものとする。

【解釈通知】

会議の開催に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、障害児の年齢や発達の程度に応じて、本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる。

その際、年齢や発達の程度により意見を表明することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要であること。

【不適切な事例】

- ・ 個別支援会議を行っていない。
- ・ 個別支援会議の議事録が保管されていない。



～④説明及び同意～

基準省令第58条(者)および第27条(児)において、以下の2点が定められています。

- サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

【不適切な事例】

- ・個別支援計画の説明がサビ管や児発管以外の従業者によってなされている。
- ・個別支援計画について、利用者及びその家族に対して説明及び同意を得た旨の署名が無いものがある。
- ・利用者に同意を得た個別支援計画を、相談支援専門員及び相談支援事業所に対して交付していない。



～⑤モニタリング～

【基準省令第58条(者)および第27条(児)】

■サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)は、個別支援計画の作成後、サービスの実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。

■サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)は、モニタリングに当たっては、

利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情の無い限り、

次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

【不適切事例】
(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

・モニタリングが次期計画に反映されておらず、個別支援計画の内容に変化が見られない。



個別支援計画の作成手順や、作成の時期に誤りがないよう適正な運用を行い、記録を整備すること。

<主な確認書類>

- ・サービス等利用計画
- ・サービス受給者証の写し
- ・アセスメントの記録
- ・面談記録
- ・個別支援計画(原案)
- ・個別支援計画
- ・個別支援会議議事録
- ・モニタリングの記録

※相談支援専門員が作成するサービス等利用計画と整合性を取るようになしてください。



サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者の責務

サービス管理責任者【基準省令第59条】

(2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

児童発達支援管理責任者【基準省令第28条】

1 児童発達支援管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

【基準省令第29条】

事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

